船橋市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。) 第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の推進を図るため、船橋市まち・ひと・しごと創生推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 総合戦略及び地方人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
 - (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。 (組織)
- 第3条 推進本部は、別表に掲げる者をもって組織する。 (本部長及び副本部長)
- 第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は企画財政部を担任する副市長をもって充て る。
- 3 本部長は所掌事務を統括し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代行する。 (会議)
- 第5条 推進本部の会議は、必要のつど本部長が招集し、議事の進行及び整理は、企画 財政部長が行う。
- 2 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を会議に出席させることができる。 (プロジェクトチーム)
- 第6条 本部長は、特別の事項について調査検討させるため、必要に応じて本部にプロジェクトチームを設置することができる。
- 2 プロジェクトチームの構成員は、市職員のうちから、本部長が指名する。 (事務局)
- 第7条 推進本部の事務局は、企画財政部政策企画課に置くものとする。 (雑則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

別表

市長、副市長、市長公室長、企画財政部長、総務部長